

## 令和4年度（2022年度） 定期監査結果報告書

### 1 監査の対象

#### (1) 対象部局

選挙管理委員会事務局

#### (2) 対象事務

令和4年（2022年）4月1日から令和4年7月31日までに  
執行された財務に関する事務およびその他の事務

### 2 監査の期間

令和4年9月2日から令和5年（2023年）1月25日まで

### 3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

#### (1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

#### (2) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

### 4 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとお

り改善を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

ア 予算の執行

選挙費で予算執行している選挙器材運搬作業において、函館市契約条例施行規則（昭和39年規則第4号）第30条の2に規定する額を超えない少額の場合は、随意契約によることができるとされているところ、合理的な理由がなく分割発注し、同条に規定する額を超えない額による随意契約としていた。

また、随意契約により契約を締結しようとするときは、同規則第30条の4第1項および第30条の5第1項の規定により、あらかじめ予定価格を定め、2者以上から見積書を徴するとされているところ、積算書を作成していないことから予定価格を定めておらず、見積書も徴しないまま特命随意契約としており、適正な業者選定手続が執られていなかった。

随意契約は、一般競争入札の原則に対し、例外的に認められる契約であり、契約の適正性、公平性の面から厳格に行うべきであることから、選挙の種類や期日により、限られた期間内で選挙事務を執行することも踏まえ、入札または随意契約のいずれの契約手法を選択することが適切か整理し、規則等にのっとり適正な契約事務の執行を図られたい。